

○大阪市委員会条例

昭和31年9月30日
条例第28号

大阪市委員会条例(昭和22年大阪市条例第15号)の全部を改正する。

大阪市委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 市会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項であっても、市政改革委員会以外の常任委員会の所管に係るものについては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。

(1) 財政総務委員会 14人

- ア 副首都推進局の所管に属する事項
- イ ICT戦略室の所管に属する事項
- ウ 人事室の所管に属する事項
- エ 政策企画室の所管に属する事項
- オ 総務局の所管に属する事項
- カ 財政局の所管に属する事項
- キ 契約管財局の所管に属する事項
- ク 会計室の所管に属する事項
- ケ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- コ 監査委員の所管に属する事項
- サ 人事委員会の所管に属する事項
- シ 他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 教育こども委員会 14人

- ア 教育委員会の所管に属する事項
- イ こども青少年局の所管に属する事項

(3) 民生保健委員会 14人

- ア 福祉局の所管に属する事項
- イ 健康局の所管に属する事項

(4) 都市経済委員会 14人

- ア 都市交通局の所管に属する事項
- イ 経済戦略局の所管に属する事項
- ウ IR推進局の所管に属する事項
- エ 都市計画局の所管に属する事項

(5) 市政改革委員会 14人

- ア 市政改革室の所管に属する事項
- イ 危機管理監の所管に属する事項
- ウ 市民局の所管に属する事項
- エ 都市整備局の所管に属する事項
- オ 消防局の所管に属する事項
- カ 区役所の所管に属する事項

(6) 建設港湾委員会 13人

- ア 環境局の所管に属する事項
- イ 建設局の所管に属する事項
- ウ 港湾局の所管に属する事項
- エ 水道局の所管に属する事項

3 常任委員会の所管事項について疑義があるときは、議長がこれを決する。

(常任委員の任期)

第2条の2 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 前項本文の規定にかかわらず、任期満了の日前10日以内に改選が行われたときは、その改選のときに前任の委員の任期が満了するものとする。

3 常任委員の任期は、選任の日から起算する。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(市会運営委員会の設置)

第3条 市会に市会運営委員会を置く。

- 2 市会運営委員会の委員の定数は、20人とする。
 - 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。
(特別委員会の設置等)
- 第4条 市会は、必要な場合において、議決により特別委員会を置く。
- 2 特別委員の定数は、その委員会設置のときに市会の議決で定める。
 - 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が市会において審議されている間在任する。
(委員の選任)
- 第5条 常任委員、市会運営委員及び特別委員の選任は、すべて議長の指名による。
- 2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。
(常任委員の所属変更並びに市会運営委員及び特別委員の辞職)
- 第6条 常任委員が委員会の所属を変更しようとするとき又は市会運営委員及び特別委員がその職を辞そうとするときは、当該委員会の委員長を経て、議長の許可を得なければならない。
- 2 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第2条の2第4項の例による。
(委員長及び副委員長)
- 第7条 常任委員長及び市会運営委員長は、市会において各々その委員の中からこれを選挙する。
- 2 市会は、常任委員長及び市会運営委員長の選任を議長に委任することができる。
 - 3 特別委員長は、その委員会の委員がこれを互選する。
 - 4 委員会に副委員長2人を置き、その委員がこれを互選する。
(委員長及び副委員長の辞職)
- 第8条 常任委員長及び市会運営委員長は、市会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中は、議長において辞職を許可することができる。
- 2 市会は、特に必要があるときは、市会の議決をもつて、常任委員長及び市会運営委員長を解職することができる。
 - 3 特別委員長は、その委員会の許可を得て辞職することができる。
 - 4 副委員長は、その委員会の許可を得て辞職することができる。
(委員長の議事整理権、秩序保持権)
- 第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
(委員長の職務代行)
- 第10条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順序により、副委員長が委員長の職務を行う。
(議事妨害の禁止)
- 第11条 何人も、会議中は、みだりに発言し、又は騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。
(秩序保持に関する措置)
- 第12条 委員が、地方自治法、大阪市会会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序をみだし、又は市会の品位を傷つけたときは、委員長は、地方自治法第129条の規定の例により措置することができる。
(傍聴)
- 第13条 常任委員会及び特別委員会は、これを傍聴することができる。
- 2 市会運営委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
 - 3 委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。
 - 4 前項に定めるものを除くほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。
(秘密会)
- 第14条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。
(公聴会の開催)
- 第15条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。
- 2 前項の承認があつたときは、委員長は、その日時、場所、意見を聴こうとする事件、その他必要な事項を公示する。
(公述の申出)
- 第16条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書で、あらかじめ事件に対する賛否とその理由を当該委員会に申し出なければならない。
(参考人)
- 第17条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。
- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
 - 3 参考人については、大阪市会会議規則第49条の規定を準用する。
(書記の配属等)
- 第18条 議長は、委員会に書記を配属する。書記は、議長の定めるところにより、委員長及び上司の指揮を受け、その委員会に関する事務を処理する。

2 委員会において必要と認め、議長がこれに同意したときは、委員会は、その調査に関する事務を専門の知識を有する者に嘱託することができる。

(会議規則との関係)

第19条 この条例に定めるものを除くほか、委員会に関し必要な事項は、大阪市会会議規則でこれを定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 常任委員会の委員の員数の件(昭和31年6月14日市会議決)は、廃止する。

附 則(昭和32年4月4日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年6月2日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年7月7日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年5月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年6月27日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年10月1日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年5月18日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年6月16日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年4月2日条例第24号の2)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年6月5日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年5月27日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年4月4日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年6月6日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年3月11日条例第1号)

この条例は、大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例(昭和56年大阪市条例第78号)の施行の日から施行する。

附 則(昭和58年5月23日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年5月21日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年5月26日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月14日条例第6号)

この条例は、国際花と緑の博覧会協力部設置条例を廃止する条例(平成3年大阪市条例第3号)の施行の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日条例第14号)

この条例は、オリンピック招致局設置条例(平成10年大阪市条例第2号)の施行の日から施行する。

附 則(平成13年4月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第12号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年5月21日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日条例第18号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第9号)

この条例は、大阪市立大学条例を廃止する条例(平成18年大阪市条例第62号)の施行の日から施行する。

附 則(平成19年3月16日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大阪府議会委員会条例第2条第1項の各号に掲げる常任委員会に付託されている事件は、この条例による改正後の大阪府議会委員会条例第2条第1項の規定によりその事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成20年3月31日条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月19日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第44号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第34号、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定、平成24年5月30日施行、市会議長決定)

この条例の施行期日は、議長が定める。ただし、第2条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月28日条例第70号)

この条例は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成25年2月18日条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大阪府議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第2項に規定する文教経済委員会、計画消防委員会又は建設港湾委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ改正後の大阪府議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項に規定する教育子ども委員会、都市経済委員会又は建設消防委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第2条の2第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条第2項に規定する文教経済委員会、計画消防委員会又は建設港湾委員会の委員の任期満了の日までとする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第2項の各号に掲げる常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条第2項の規定によりその事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成26年9月22日条例第94号)

この条例は、大阪府府民病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成26年大阪府条例第90号)の施行の日から施行する。

附 則(平成27年6月11日条例第77号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第36号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日条例第20号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月29日条例第59号)

この条例は、大阪府府民市長直轄組織設置条例の一部を改正する条例(平成29年大阪府条例第22号)の施行の日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第12号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月29日条例第63号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第2項の各号に掲げる常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条第2項の規定によりその事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(令和元年5月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

